

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1)非住宅部分の用途が工場等のみの場合	単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000